

やまと

民商しんぶん

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

発行者 **大和民主商工会**

〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7

TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129

E-Mail info@yamatominsho.jp

HP <http://www.yamatominsho.jp>

会費の15日納入にご協力下さい

マイナンバーどうすりゃええのよ？

～マイナンバーは書かなくて大丈夫！～



今年の年末調整や来年の確定申告からマイナンバー(共通番号)の記載が求められます。

番号の漏洩やプライバシー侵害につながるなど多くの国民中・小業者から不安の声が上がっている中、私たちが中・小業者はいいじゃないのよ、りゃあええのか？というのが本音なのではないでしょうか？

今日はマイナンバーについてどうすりゃええのよ？というテーマで

民商の事務所に会員の方たちに集まっていただきみんなで話し合いました。

登場人物

春さん

従業員20人を雇っている会社の社長さん

熊さん

妻と息子と一緒に機械設計をやっている

富さん

5人の従業員がいる町の大工さん

アケミさん

10人の従業員がいる女性経営者



富さん：なんだかマイナンバー制度がどうのって聞くけど、うちらはいったいどうすりゃあええのかね？



熊さん：マイナンバーってなんだい？



春さん：熊さん知らないの？住民登録してるすべての人に12桁の個人番号が付けられるんだ、その番号は原則一生変わらないって話だよ。



熊さん：なんで番号なんかつけるんだい？まるで凶人扱いじゃないか。



アケミさん：保険証や

年金、パスポート、銀行口座などバラバラに付いている番号を統一してひとりのひとりに個人番号(マイナンバー)を付けて国が二元的に管理するのよ。



熊さん：そんな情報なんかつかんでどうすんだい？



富さん：所得だけじゃなくって資産まで調べて税金や社会保険料をきちんと納めているかを把握する為じゃないかしら？



春さん：それもそうだけどうちらなんか従業員が20人もいるからその家族も含めたら何十人も個人番号を扱わなきゃいけないよ、担当者を決めて書類を金庫にしまったりパソコンから流ししないようにセキュリティ対策までやらないといけな



熊さん：そりゃあお金もかかるし手間もかかって大変だね



富さん：うちは職人も自分の番号知らないし興味もないみたいだからしばらく様子を見てみるよ、アケミさんのところはどうするんだい？



アケミさん：でもこれからは税務署や役所に出す書類に書かなきゃいけないんだろ？



春さん：この前の商工新聞に番号を記載しなくても書類は受け取るし、うちらには不利益や罰則もないって書いてあったよ。



アケミさん：私は一応個人番号を聞こうと思うけど、従業員が教えたくないといえればそれ以上は聞けないわ。その経過を記録しないといけないらしいけど……



熊さん：うちは家族だけだけどいろいろなところで提出を求められたりするの不安……富さん：なんだか罰金とか罰則があるらしいって聞いたけど？



アケミさん：罰金・罰則が適用されるのは、個人番号を不正に取得したり故意にもらしたときよ。



熊さん：でもこれからは税務署や役所に出す書類に書かなきゃいけないんだろ？



春さん：この前の商工新聞に番号を記載しなくても書類は受け取るし、うちらには不利益や罰則もないって書いてあったよ。



熊さん：そうなのかい。結局マイナンバーは書かなくてよかったんだあ。今日は来てよかったよ、みんなで話し合ってたよ、って大事だね。



熊さん：そうなのかい。結局マイナンバーは書かなくてよかったんだあ。今日は来てよかったよ、みんなで話し合ってたよ、って大事だね。

共済会って何だったけ ニュース No.1



の出費は大変です。そんな時にも、みんなが出し合った共済会費の中から。入院見舞金などを給付できるのです。保険会社なら、外交員の人件費や会社のもうけに消える分まで会員へ還元できているのです。

昨年、図のように給付制度などが改善されました。また、集団健診活動助成金も会員一人当たり500円が2000円と大幅に増額されました。

大和民商では最近はい入会時に共済会にも入会いただいています。共済会って民商の保険だっけ」と思っておられる方も多いかと思いますが、実は違っています。

大和民商共済会は「目配り、気配り、心配り」を合言葉に、心かよう仲間作りを重視し、集団健康診断のお勧めや、レクリエーションなども強めていきたいと考えています。共済会へまだ入会されないままの会員の皆さんがおられます。民商の団結のかなめでもありますので、ぜひ、共済会へご入会ください。

民商は自営業者が商売と生活を守るために、集まって構成している団体です。税金のこと、資金繰りのこと、生活のことなど、相談しながら、発展してきました。しかし自営業者にとって、体が一番の資本ですが、体調が悪くても仕事を休めないなど、ムリをしないで、早期発見・早期治療こそ、商売と生活を守る近道です。それでも、病气や怪我で入院した時

給付制度の改善

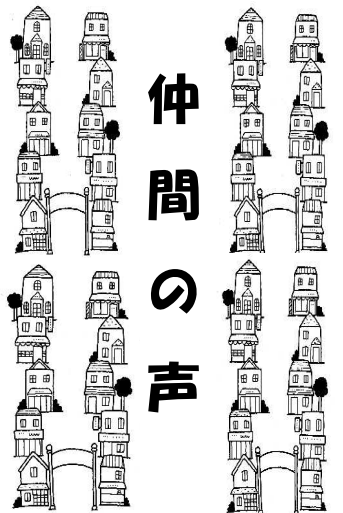
民商共済の制度が拡充されました

75歳以上の入院見舞い	免責期間の短縮
1日計 2,000円	免責期間 1年
↓ 増額	↓ 短縮
1日計 3,000円	免責期間 6カ月

※2016年6月1日以降、新たに入院した場合が対象となります。

※2016年6月1日時点で加入から6カ月が経過している加入者は、5月末日をもって免責期間終了とします。さかのぼって終了とはなりません。

仲間の声



仕事ができない状態の中 本間に助かりました

森 但さん 綾瀬支部

昨年の6月、現場で事故に遭い、20日間の入院と、その後、大腸ポリプの切除で、3日間の入院と、立て続けに入院し、共済のお見舞金を両方いただきました。

まだ、足の方は完全ではありませんが、少しずつ良くなっています。退院後も思うように仕事ができない状態が続いている中、頂いたお見舞金は本当に助かりました。

告知コーナー

確定申告のお知らせ

いよいよ確定申告の時期が近付いてきました。各支部の確定申告の学習会・計算会などは、日程が決まり次第、改めてお知らせします。



無料法律相談

大和民商では毎月一回、弁護士による無料の法律相談を行っています。ご希望の方は大和民商までお気軽にご連絡下さい。
1月19日(木) 19時から
大和民商 事務所

2017年 賀詞交換会

今年も商売繁盛を目指し会員相互の交流を深める為、賀詞交換会を開催します。美味しい食事と催し物をお楽しみいただけますので皆様お誘い合わせの上、ぜひご参加下さい。

日程・場所

2月5日(日)
17時00分 受付開始
17時30分 開会
「崔さんの店」
(旧菊華飯店別館)

記帳学習会のお知らせ

1月13日(金)
16時~18時
1月20日(金)
19時~22時
(大和 勤労福祉会館)